

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	男女共同参画に関する区民の意識・実態調査業務委託について
----	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部 男女共同参画課）

事業の概要

事業名	男女共同参画に関する区民の意識・実態調査
担当課	子ども家庭部男女共同参画課
目的	男女共同参画推進施策を効果的に推進するための基礎資料
対象者	新宿区在住の18歳以上の男女個人
事業内容	<p>調査区域・・・新宿区全域</p> <p>標本数・・・2,500人</p> <p>抽出方法・・・直近の住民基本台帳から、年代別に割り当てた数を無作為抽出</p> <p>調査項目・・・50問程度</p> <p>調査方法・・・郵送配付・郵送回収・はがき督促1回</p> <p>調査期間・・・平成22年11月中</p> <p>報告書・・・平成23年3月</p> <p>プロポーザル方式により委託業者を選定する。</p>

件名 男女共同参画に関する区民の意識・実態調査業務の委託について

保有課(担当課)	子ども家庭部男女共同参画課
登録業務の名称	男女共同参画に関する区民の意識・実態調査業務
委託先	上記業務委託業者(未定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	郵便番号・住所・氏名
処理させる情報項目の記録媒体	紙(宛名シール)
委託理由	標記の調査は、区民の意見反映のため、多数のサンプルを対象とし、設問の作成、調査後の集計、報告等にあたっては専門知識や技術を持つ経験豊かな業者に委託することが効率的、効果的であるため
委託の内容	プロポーザル方式により、委託業者を選定し、下記の業務を委託する。 調査票の返送先は男女共同参画課とし、同課から委託先に調査票を引き渡す。 ・設問の作成(意見聴取等) ・調査票の作成・印刷 ・調査票の発送・督促 ・調査結果集計・報告書作成・概要版作成
委託の開始時期及び期限	平成22年7月1日(予定) から 平成23年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 委託に当たり提供する情報は、宛名シールのみとする。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。